国関整建一産 東 許第 107 号

令和 8年 7月 9日

〒１０２－００７３
東京都千代田区
九段北１－１１－５

（株）大興商会

石渡　龍二　殿

関東地方整備局長
橋　本　雅　道

一般　建設業の許可について（通知）

令和　８年　５月１９日付けで申請のあった一般建設業については、建設業法第３条第１項の規定により、下記のとおり許可したので、通知する。

記

許可番号	国土交通大臣　許可（般－　8）第　26309 号
許可の有効期間	令和 8年 7月 19日から 令和 13年 7月 18日まで
建設業の種類	

土木工事業
石工事業
鋼構造物工事業
しゆんせつ工事業
機械器具設置工事業
解体工事業
とび・土工工事業
管工事業
舗装工事業
塗装工事業
水道施設工事業

注）　許可の更新申請を行う場合の書類提出期限　；　令和13年 6月 18日
（この日が行政庁の休日に該当する場合は、直後の開庁日）